

## 滑川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市合併処理浄化槽設置整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「合併処理浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) し尿と併せて雑排水を処理するもので、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上であり、かつ、その放流水のBODが $20\text{mg}/\text{ℓ}$ （日間平均値）以下である機能を有するものであること。
- (2) 処理対象人員が10人以下のものにおいては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、別表第1に定める補助対象区域における同表に定める補助対象者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売目的で、合併処理浄化槽付き建築物を建築する者

### (補助金の限度額)

第4条 補助金は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ滑川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請にかかるその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、滑川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては、滑川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ当該申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、滑川市合併処理浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、滑川市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との維持管理業務委託契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 合併処理浄化槽設置工事の状況写真(施行前、施行中及び完成)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、滑川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助事業者に通知する者とする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金を受けた補助事業者があるときは、当該補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(現地の確認)

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において、確認するものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成5年4月1日から同年5月31日までに工事が竣工する見込みがある  
合併処理浄化槽については、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、な  
お従前の例による。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象区域	<p>公共下水道の事業計画の認可区域及び農業集落排水事業、コミュニティ・プラント又は生活排水処理施設の事業が実施又は予定される区域を除く地域とする。</p> <p>ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。</p>
補助対象者	<p>(1) 専用住宅において合併処理浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(2) 店舗と併用する住宅で延べ床面積のおおむね2分の1以上を居住の用に供する住宅において合併処理浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(3) 自治公民館において合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>

別表第2（第4条関係）

1 補助対象人員	2 補助金の限度額
5人槽	390,000円
6人槽及び7人槽	474,000円
8人槽から10人槽まで	660,000円
11人槽から20人槽まで	1,002,000円
21人槽から30人槽まで	1,545,000円
31人槽から50人槽まで	2,129,000円